

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・日本郵便株式会社法施行規則案 [日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項（銀行窓口業務）及び同条第 3 項（保険窓口業務）関係]
- ・簡易な貯蓄等の役務のうち国民生活に定着しているものに係る告示案

2 資料入手方法

意見募集対象については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課において配布することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見提出は、日本語で記入してください。

1 下記（1）～（3）

意見書に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

2 下記（4）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は、次のとおりです。

○ディスク：CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5991

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：post-office_atmark_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課 宛て

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

※コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力の程よろしく申し上げます。

※添付ファイルにより提出する場合のファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルとしてください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

なお、電子メールの受信可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成24年7月13日（金）正午（必着）（郵送の場合も、同日付け必着とします。）

なお、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課において配布します。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
郵政行政部貯金保険課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「日本郵便株式会社法第2条第2項(銀行窓口業務)及び同条第3項(保険窓口業務)関係省令の改正案並びに簡易な貯蓄等の役務のうち国民生活に定着しているものに係る告示案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。